

第5期嬉野市農業委員会
第6回定例総会議事録

平成31年1月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第6回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	岩屋川内鹿谷 田を畑に転換		取下げ
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野一本椎 外1筆 使用貸借権	H31.01.04	承認
	2	久間藤原 使用貸借権	H31.01.04	承認
	3	久間 外1筆 使用貸借権	H31.01.04	承認
	4	谷所三本杉 使用貸借権	H31.01.04	承認
	5	谷所三本杉 賃借権	H31.01.04	承認
	6	真崎大牟田西 外1筆 賃借権	H31.01.04	承認
	7	久間明神竈 使用貸借権	H31.01.04	承認
	8	馬場下三本松 賃借権	H31.01.04	承認
	9	馬場下三本松 賃借権	H31.01.04	承認
	10	久間八幡竈 外1筆 賃借権	H31.01.04	承認
	11	久間八幡竈 賃借権	H31.01.04	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～20	久間後山 外27筆 使用貸借権・賃借権	H30.11.02	承認
	嬉1～15	下宿二本栗 外30筆 賃借権・使用貸借権	H30.11.02	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	五町田七本谷 外1筆 生前一括贈与		許可
	2	吉田下峯 外5筆 贈与		許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	下宿高尾下 駐車場	H31.01.04	承認
	2	下野一本杉四 植林	H31.01.04	承認
	3	谷所四本杉 駐車場及び資材置場	H31.01.04	承認

	4	久間八幡竈 外 2 筆 資材置場	H31.01.04	審議保留
議案第 5 号		農地法第 5 条申請の承認について		
	1	岩屋川内芋漬川 外 4 筆 太陽光発電設備設置	H31.01.04	承認
	2	岩屋川内野原 外 1 筆 太陽光発電設備設置	H31.01.04	承認
	3	岩屋川内野原 外 1 筆 太陽光発電設備設置	H31.01.04	承認
	4	岩屋川内今ノ川内 一般住宅	H31.01.04	承認
	5	下宿第七区画整理 一般住宅	H31.01.04	承認
	6	大草野蓮田 外 2 筆 資材置場及び駐車場	H31.01.04	承認
	7	下野四反田 外 2 2 筆 九州新幹線（西九州）工事のための工事用道路、資材ヤード、表土仮置場他	H31.01.04	承認
	8	下野一位原 一般住宅（敷地拡張）	H31.01.04	承認
	9	下野一本杉 駐車場	H31.01.04	承認
	10	吉田一王丸 太陽光発電設備	H31.01.04	承認
	11	五町田小路 外 1 筆 建売分譲住宅	H31.01.04	承認

- 1 招集年月日 平成31年1月4日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 1月4日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 1月4日 午後3時14分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出	議事録署名	8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出	議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	事前審査班長	10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出		11	山口安則	欠	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出	憲章朗読				

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富作男

6 議事日程
第1 報告第1号 農地等形状変更届出について

- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。本日は、山口安則委員が欠席です。出席委員は、12名、定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣言をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号6番山口智佐代委員にお願いいたします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告1件と議案は5件で、審議事項は64件です。本日の議事録署名委員は、議席番号1番池田博幸委員と2番馬場みどり委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、報告第1号農地等形状変更届出についてですが、これは取下げです。

それでは、議案第1号農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書4ページ、整理番号1番です。貸付人は、井手川内の〇〇〇〇様、借受人は、同じく井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野二本椎〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で979㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成28年1月10日から平成33年1月9日までです。解約理由は、貸付人が自己使用、自作するためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり

承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号2番です。貸付人は、堤ノ上の〇〇〇〇様、借受人は、同じく堤ノ上の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間藤原〇〇〇番。地目は田、面積は897㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日までです。解約理由は、借受人が病気のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議のないものと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番です。貸付人は、冬野の〇〇〇〇様、借受人は、同じく冬野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間黒木〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田 面積は合計で2,029㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成26年3月10日から平成36年3月9日までです。解約理由は、借受人が体調不良のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議のないものと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして、整理番号4番ですが、次の整理番号5番と借受人が同一です。

皆さんに、お諮りをいたします。整理番号4番と5番を一括審議したいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号4番と5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番です。貸付人は、鳥越の〇〇〇様、借受人は、永石の〇〇〇〇

様です。所在地は、大字谷所三本杉〇〇〇番。地目は田、面積は969㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成26年6月10日から平成31年6月9日までです。解約理由は、借受人が病気のため、借り手を変えて再契約するという事です。合意解約した旨の通知を受けております。

次に、整理番号5番です。貸付人は、永石の〇〇〇〇様、借受人は、同じく永石の栗山光夫様です。所在地は、大字谷所三本杉〇〇〇番。地目は田、面積は2,485㎡。利用権区分は賃借権で、目的はインゲンです。期間は平成25年6月1日から平成35年5月31日までです。小作料は、反当たり60kg、年、米150kgです。解約理由は、借受人が病気のためという事です。農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番及び5番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番及び5番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書5ページ、整理番号6番です。貸付人は、大牟田の〇〇〇〇様、借受人は、同じく大牟田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字真崎大牟田西〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で3,622㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成28年12月1日から平成31年11月30日までです。小作料は、反当たり30kg、年、米109kgです。解約理由は、借受人を変えて再契約するという事です。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号6番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 整理番号7番です。貸付人は、北志田の〇〇〇〇様、借受人は、農事組合法人ファーム〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間明神籠〇〇〇番〇。地目は田、面積は806㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間

は平成28年12月1日から平成38年11月30日までです。解約理由は、中間管理機構と重複して契約していたためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号7番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号8番ですが、続く整理番号9番と借受人が同一です。

皆さんに、お諮りをいたします。整理番号8番と9番を一括審議したいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、異議なしと認めます。整理番号8番と9番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

先ず、整理番号8番です。貸付人は、宮ノ元の〇〇〇〇様、借受人は、畦川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下三本松〇〇〇番。地目は田、面積は1,733㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成29年1月1日から平成32年12月31日までです。小作料は、反当たり30kg、年、米52kgです。解約理由は、借受人が死亡のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

次に、整理番号9番です。貸付人は、宮ノ元の〇〇〇〇様、借受人は、畦川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下三本松〇〇〇番。地目は田、面積は922㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成29年1月1日から平成32年12月31日までです。小作料は、反当たり30kg、年、米28kgです。解約理由は、借受人が死亡のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番及び9番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号8番及び9番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号10番も、続く整理番号11番と借受人が同一です。

皆さん方に、お諮りをいたします。整理番号10番と11番を一括審議した

いと思います。異議ありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。整理番号10番と11番については、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 先ず、整理番号10番です。貸付人は、中通の〇〇〇〇様、借受人は、同じく中通の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間八幡籠〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田 面積は合計で1,554㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成24年6月1日から平成34年5月31日までです。小作料は、反当たり12,870円、年額20,000円です。解約理由は、借受人の耕作面積縮小のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。次に、議案書6ページ、整理番号11番です。貸付人は、南下久間の〇〇〇〇様、借受人は、中通の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間八幡籠〇〇〇番。地目は田、面積は合計で706㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成24年6月1日から平成34年5月31日までです。小作料は、反当たり14,165円、年額10,000円です。解約理由は、借受人の耕作面積縮小のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号10番及び11番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約については、整理番号10番及び11番について、原案どおり承認することに決定をしました。

それでは、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。

皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から20番まで一括審議したいと思います。異議ありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から20番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表、1ページから3ページをお願いいたします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から20番までについてです。貸し手人は、牛坂の〇〇〇〇様外19名様です。借り手人は、堤ノ上の〇〇〇〇様、外10名様、うち法人2です。所在地は、大字久間後坂〇〇〇番〇、外27筆。地目は全て田、面積は合計で44,597㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1

年から10年で、再設定と新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から20番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から20番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から20番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、利用権設定嬉野町の分です。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から15番までについて、一括審議したいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から15番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農 林 課

4ページ目と5ページ目を御覧ください。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から15番まででございます。貸し手人は、下宿の〇〇〇〇様、外14名様です。借り手人は、同じく下宿の〇〇〇〇様、外9名様です。所在地は、大字下宿二本栗〇〇〇番〇、外30筆です。内訳といたしましては、田の方が29筆、畑の方が2筆です。面積は合計で33,765㎡、内訳といたしましては、田の方が32,919㎡、畑の方が846㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から5年で、再設定と新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から15番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から15番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から15番までについて、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書7ページ、整理番号1番です。贈与による所有権の移転で、生前一括贈与です。譲渡人は、袋の〇〇〇〇様です。譲受人は、同じく袋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田七本谷〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で3,134㎡。図面は8ページと9ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。贈与による所有権の移転です。譲渡人は、原町の〇〇〇〇〇様、譲受人は、峰川原の〇〇〇〇様、お二人は遠縁に当たります。所在地は、大字吉田下峯〇〇〇番、外5筆。地目は畑と田でそれぞれ3筆。面積は合計で1,298.1㎡、うち畑が396.1㎡、田が902㎡です。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。

図面は10ページから12ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号2番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書13ページ、整理番号1番です。申請人は、内野内野山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿高尾下〇〇〇番〇。地目は畑、面積は151㎡です。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後も耕作の見込みはない。家族が増え駐車場がなく、現在離れた場所に駐車している

ため、当該地を駐車場として転用したいということです。東は畑、西は道路、南は宅地、畑、北は道路、宅地です。農地区分は、第2種農地。図面は14ページと15ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

はい。これは、兄弟さんたちが介護のために、自宅に来られるときに駐車場がなく、あの、ちょっと離れた所に駐車されて、歩いて来られたり、また、近くに駐車をされているときに周りの方に迷惑をかけるということで、駐車場がほしいということでした。また、あの、駐車場入り口は、水路になっていて、水路を塞ぐためにU字溝を逆さまにして、入り口の出入りをするということでした。どうか、皆さん、よろしくをお願いします。

議 長

続きまして、森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

特別、私の方から、報告はありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、ありがとうございます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。始末書が付いてる案件となっております。申請人は、下吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉四〇〇〇番。地目は畑、面積は517㎡です。用途目的は、植林。事由は、申請地は、休耕地である。労力不足により今後の農地の維持管理も困難なことから植林として転用したいということですが、始末書によりますと平成30年4月頃から山林として、既に植林を終えてしまっておりました、ということで、今後は、このような不始末が起こらないように、十分注意いたします。という始末書を提出されております。

議 長

植松和幸委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いいたします。

地域担当

えっと、地目はですね。畑となっておりますが、山林のすぐ横でですね。竹がもういっぱいですね、入り込んでから、ちょっと農地には、もう不可能ということで、山林にやむを得ず変えておられたようです。以上です。

議 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

私は、嬉野さんとは、非常に長くお付き合いしている方でございます、内情は分かります。で、あの、申請前に、これは植林しとると森林組合にお願いをしてですね、植えた。その後は、管理不足でということで、新たに今回、始末書付きで申請されたところで、特別問題はないと思いますけど、周囲は、

梅ば作いよった畑は、そういう状況の中での植林でした。以上です。

議 長

ありがとうございます。それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号3番です。申請人は、山口の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所四本杉〇〇〇番〇。地目は田、面積は252㎡です。用途目的は、駐車場及び資材置場。事由は、申請地は、現在休耕地で一部野菜を作付け。農業規模拡大のため、大型農機具置き場が必要となり、農機具などの駐車場及び資材置場として転用したいということです。東、西は雑種地、田、南は道路、北は雑種地、田です。農地区分は、第2種農地。図面は18ページと19ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長

馬場委員、地域担当委員としての説明と意見をお願いします。

地域担当

はい。今ここは休耕地、現在ですね。休耕地になってますけど、花とか野菜を、もうきれいに、もう手入れした、植えてありました。自宅に入る左の方になりますけど、場所もいいですし、別に問題ないと思います。よろしく願います。

議 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

市道から自宅までの通路の中の一反の畑でありまして、ここはですね。今言われたように、いろんな野菜を作っていらっしゃいます。そういうことで、そこに機械倉庫を作りたいということでしたので、特に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号4番です。始末書付きの案件となっております。申請人は、中通の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間八幡竈〇〇〇番〇、外2筆。地目は

3筆とも畑、面積は合計で2,654㎡です。用途目的は、資材置場。事由は、申請地は、休耕地である。申請地のうちの1筆である久間藤原〇〇〇番は、平成25年に畑の嵩上げと基盤整備の形状変更を届け出て作業をしたが、作業がうまく進まずに、畑としての利用が難しいと判断した。建設業をしており資材置場が不足しているため転用したいということですが、始末書によりますと、平成27年頃から資材置場として、既に転用してしまいました。ということで、始末書が提出されております。東は山林、畑、西は畑、道路、南は道路、北は山林。農地区分は、第2種農地です。図面は20ページと21ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

事由は、書いてありますようなことで、目的もされておりますが。現場ですね、事前審査会のとき来られた方は、現場は分かっておられると思いますけど、急勾配の所、昔の畑の所にですね。今の、27年くらいから埋め立てていたというふうなことですけれども、余りに急勾配やったもんですから、本人、〇〇さんとしても、ずっと、あの勾配を取って、また勾配を取って引き、勾配を取って引きしながら、泥をですね。置いておられましたけども、事前審査会の際には、このままじゃ、下流域に対する土砂その他、いずれはいろいろ迷惑かかってじゃなかろうかということで、もう1回断面図などの図面を提出していただきたいというふうなことで、まとまりましたので、〇〇さんが書いて来られた図面を事務局に提出しておりますが、2反6畝ぐらい総面積があったと思います。2反6畝全部が、雨が降ったとき、そこに集中するとじゃなかろうか。天場は、1反なかくらいの天場でございますので、そして、あと雨が降った時、まとまって低かところに流れ行こうばってん。上に山とか、農地とかなかけんが、土砂が集約して流れて来る所じゃなかろうか、心配しております。

議長
班長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今説明されたとおりの非常に判断に苦しむところの現場でした。で、その〇〇さんが、勤め先の土場でした。そういうものを、捨て場所にしてあるような状況でした。今、言われたように、傾斜があるし、まあ、傾斜の所まではコンクリートで入り口を作っていらっしゃいます。まあ、そういう状況の中です。大雨が降ったときには、大変な事故にならないかという判断のもとに、私たち、班としては、このままでは許可は下りない、させないと。ただし設計図を、ちゃんとした上でされたら、再度確認して、許可を下してはどうだろうか、現状のままでは許可はできないと判断しました。以上です。

議長

現状のままでは、許可できないとの事前審査の結果報告ですが、意見はありませんか。

暫時休憩します。

議長

再開します。事前審査の結果を踏まえて、土坡施工等、安全性を再度、現地を審査して判断するというので、今回は審議保留にしたいと思っておりますが、よ

ろしいですか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

では、議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、審議保留とします。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書22ページ、整理番号1番です。譲渡人は、大野原の〇〇〇〇様、外2名様、譲受人は、神埼市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内芋漬川丙〇〇〇番、外4筆。地目は5筆とも畑 面積は合計で7,245㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である今後、農地としての維持が困難である。一定の面積が確保でき、日当たりもよく、太陽光発電の条件に適した土地であるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は畑、西は道路、畑、南は畑、山林、北は畑。農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり386,470円、全体で2,800,000円です。図面は26ページと29ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

今、説明がありましたとおり、周りはほとんど太陽光発電ばかりといった、かなり太陽光発電が多かったです。それで、別に支障はないかなと思っています。以上です。

議長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

大野原の演習場の近くでございまして、太陽光は絶好の場所やないかと思えますので、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。譲渡人は、大野原の〇〇〇〇様、外1名様。譲受人は、長崎市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内野原〇〇〇番〇、外1筆地目は2筆とも畑、面積は合計で1,393㎡です。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は、休耕地である。今後農地の維持管理が困難であるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は道路、西は畑、南は道路、北は畑、農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり

323,040円、全体で450,000円です。図面は30ページと31ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

はい、ここも別に問題ないと思います。以上です。

議 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

私からも、他にありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。譲渡人は、大野原の〇〇〇〇様、外1名様、譲受人は、福岡市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内野原〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも畑、面積は合計で2,707㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後農地の維持管理が困難であるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は道路、畑、西は道路、南は道路、畑、北は畑、水路です。農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり406,350円、全体で1,100,000円です。図面は32ページと33ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

ここも、太陽光には適しているんじゃないかと思います。かなり畑が荒れてるけんが、太陽光をするって感じですね。結構、大野原地区も畑が、もう休眠になっている所が多いので、やっぱ、他に目的は、太陽光が一番いいかなと思います。以上です。

議 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

別にありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに

決定しました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書23ページ、整理番号4番です。譲渡人は、愛知県知多市の〇〇〇〇様、譲受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内今ノ川内〇〇番〇。地目は宅地、現況畑、面積は301.92㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、現在休耕地である。アパートに住んでおり土地を探していた。申請地を一般住宅として転用したいということです。東は雑種地、西は道路、南は道路、畑、北は宅地です。農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり3,312,136円、全体で1,000,000円です。図面は34ページと35ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議長
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ここは、下岩屋の宋運寺の、お寺のちょっと下の方に当たりますが、もともとが宅地ちゅうことで、水路もきちって、昔ながらの水路とありますが、ありまして、そこに流す水路も大きい水路がありますので、宅地としては、問題ないと思います。以上です。

議長
班長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今お話があったとおり、もともとは宅地、ここでも地目は宅地になっておりますけど、使用としては畑、何故申請したかといいますと、法務局の許可を受けるために、農業委員会の許可証がないと申請できないということで、これを提出したということでありました。以上です。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号5番です。譲渡人は、温泉3区の〇〇〇〇様、譲受人は、温泉4区の〇〇〇〇様、外1名様です。所在地は、大字下宿第七区画整理〇〇〇番〇。地目は畑、面積は264㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は申請地は、休耕地である。現在借家住まいのため、一般住宅として転用したいということです。東は宅地、西は畑、南は宅地、北は道路で、農地区分は、第3種農地です。売買価格は、反当たり37,878,788円、全体で10,000,000円です。図面は36ページと37ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 区画整理区域なので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。
議 長 森班長、事前調査についてお願いします。
班 長 ありません。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。
委 員 「異議なし」と呼ぶものあり
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。
[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号6番です。この案件は、事前審査において、始末書が必要という指示がありましたので、始末書を提出していただいております。始末書によりますと、2、3年ぐらい前から、一部をガラ置き場として転用してしまいました。申し訳ございません、という内容でした。譲渡人は、南上の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく南上の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野蓮田〇〇〇番、外2筆。地目は3筆とも田、面積は合計で970㎡です。用途目的は、資材置場及び駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地である。近年、公共事業等で工事受注が拡大傾向にあり、事業用地が不足しているため、資材置場及び駐車場として転用したいということです。東は雑種地、西は田、雑種地、南は田、道路、北は道路、山林です。農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり515,464円、全体で500,000円です。図面は38ページと39ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長 西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。
地域担当 ここは、〇〇〇〇さんの敷地に囲まれたような所で、株式会社からすれば〇〇〇からすれば、そこを利用することによって効率的な仕事ができると思われ
ます。休耕地でもありますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長 森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
班 長 ありません。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委 員 「異議なし」と呼ぶものあり
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。
[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号7番です。一時転用の延長の申請です。貸付人は、25ページの別紙①を御覧ください。武雄市の〇〇〇〇様、外8名様。借受人は、〇〇・〇〇・〇〇九州新幹線、大草野トンネル外1箇所他特定建設工事共同企業体所長〇〇〇〇様です。所在地についても、25ページの別紙①を御覧ください。大字下野四反田〇〇〇番〇、外22筆。地目は畑と田、畑は7筆、田は16筆、面積は合計で5,255.33㎡で、転用面積は3,340.33㎡です。転用面積の内訳は、畑が441㎡、田が2,899.33㎡です。用途目的は、九州新幹線工事のための工事用道路、資材ヤード、表土仮置場他。事由は、九州新幹線工事のための工事用道路、資材ヤード、表土仮置場が必要なため、転用したいということです。東は田、宅地、道路、西は田、宅地、山林、南は山林、北は山林、河川で、農地区分は、第2種農地です。賃借料は、反当たり200,000円、年間で668,000円です。図面は40ページと41ページ、写真は11番を御覧ください。以上です。

議長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

一時転用の延長ですので、問題ないと思います。

議長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班長

ありません、

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号8番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書24ページ、整理番号8番です。譲渡人は、角ノ谷の〇〇〇〇様、譲受人は、三坂の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一位原〇〇〇番。地目は畑、面積は249㎡です。用途目的は、一般住宅、敷地拡張。事由は、申請地は、休耕地である。東側の宅地に家族4人で居住しているが、小城市に居住する長女家族4人が転居し計8人で同居の計画があり、敷地拡張のため、一般住宅として転用したいということです。東は道路、西は畑、南は畑、北は宅地、雑種地。農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり2,409,639円、全体で600,000円です。図面は42ページと43ページ、写真は12番を御覧ください。以上です。

議長

西田委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域担当

ここも、周りが住宅に囲まれておりまして、特段問題ないと思います。よろ

しく、お願いします。

議 長

森班長、事前審査の結果をお願いします。

班 長

ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号9番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号9番です。譲渡人は、井手川内の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野 一本杉〇〇〇番〇。地目は田、面積は124㎡です。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地である。宅地、〇〇〇番〇の駐車場及び庭の敷地に居宅を新築する計画があり、その計画に伴い駐車場を確保するため転用したいということです。東は道路、西は堤、南は宅地、北は田で、農地区分は、第2種農地です。

この売買契約については、次のような経緯があります。譲受人の〇〇さんは、平成11年に公共事業により自宅を立ち退かれて、土地を探していらした。県のあっせんで、現在の宅地、〇〇〇番〇、当時の地目は田で、面積は498㎡を、譲渡人の〇〇さん譲渡人から購入。この際に、隣接の農地も合せて購入する要望であったが、一般住宅の転用は500㎡までとの面積要件により、今回申請地〇〇〇番〇は転用できず、代金を支払って契約だけは済ませて、仮登記をした。という経緯がある案件です。図面は44ページと45ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての意見、説明をお願いします。

地域担当

先ほど、移転のためっておっしゃったように、500㎡未満ということで、隣に田として残っておりました。この部分ですね。仮登記まではあるということですけど、今回正式に申請するためということです。

議 長

森班長、事前審査の結果報告をお願いします。

班 長

事務局から、今、説明のあったとおり、あの当時は制限されたということで、再度の申請でございますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

事務局

続きまして、整理番号10番について、事務局の説明をお願いいたします。
整理番号10番です。貸付人は、東吉田の〇〇〇〇様、借受人は、武雄市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田一王丸〇〇〇番〇。地目は畑、面積は1,102㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、後継者不足等により、今後このまま農地の状態で維持、管理することが困難であるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は原野、畑、西は山林、南は河川、北は山林です。農地区分は、第2種農地です。賃借料は、反当たり50,817円、全体で56,000円です。図面は46ページと47ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議 長

峰委員、地域担当としての説明、意見をお願いします。

地域担当

今、事務局が言われたとおりで、周りはもう、ちょっと耕作放棄という、休耕地ばかりでですね。太陽光に最適な所でありまして、橋がですね。崖というか、そこだけ注意してください、大分言っております。よろしくありません。

議 長

森班長、事前審査の結果報告について、お願いします。

班 長

これも、時間かけて審議したところです。茶畑の下が崖で、その下に川が流れております。お茶を伐採してしまっ、太陽光を取付けると、そうなった場合に、大雨の時はどうなるかというような心配をした訳です。土砂崩れがないような工事をしてもらえんかという、一つをお願いをして、みんなで、許可はどうだろうか検討したところでございます。特に地元の方と、よう話し合った上でですね。工事をするような、取付けるようなお願いをしたらということで、提案して帰って来たところです。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

事務局

続きまして、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。
整理番号11番です。譲渡人は、五町田第4の野中夏夫様、譲受人は、鹿島市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田小路〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,404㎡で

す。用途目的は、建売分譲住宅。事由は、申請地は、耕作がされていた農地である。当該土地付近は、交通至便であり、小・中学校にも近く、買い物等にも便利である。五町田地区の宅地需要も多いため建売分譲住宅として転用したいということです。東は雑種地、田、西、南、北は道路で、農地区分は、第2種農地です。売買価格は、反当たり4,839,850円、全体で11,635,000円です。図面は48ページと49ページ、写真は15番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

馬場委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

ここは、場所、あの、現地はですね。五町田橋を越えてすぐ、すぐです。右の方に曲がって、参道を下りていただいたらすぐあります。現地を見に行ったときには、まだ大豆がきれいにありましたけど、事前審査の時は、きれいに刈り取りは終わって、きれいに整備されておりました。交通の便も良くて、学校も恵まれて、大変いい場所です。〇〇〇さんの裏の方の田んぼがあるんですよ。そこに水をどうやってやるかということですけど。水路は、地図で言ったら、道の方、下の方ですね。下の方に、水路が通っていますので、参道べたに大きな側溝をはめてですね。そこから裏の方に、今、道下通っていますので、そこに行くようにするということです。特別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

森班長、事前審査の結果報告をお願いします。

写真15番を見ていただければ、すばらしい、農地としては1等地であります。農業委員会は、優良農地の確保と効率利用を進めますと、憲章を読み上げた時には、許可はできないと思います。やっぱり、農地を確保するのが我々の任務であって、売るだけが能じゃないと思います。そういうことで、五町田の法人の〇〇さんが代表理事されておられますので、なんとかでけん。換地というようなことを、現場でも再三お話ししました。しかしながら、どうしてもできない。それともう一つは、地元の同意書もあるし、家庭の事情もあろうからやむを得ないと思いますけれども、農業委員会としては、許可できないだろうと思っていますけど、そこは、皆さんの判断だと思います。で、一ついいことは、そこで住宅が建てば、地元の活性化になると思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号11番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員
議長

〔なし〕と呼ぶものあり〕

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第6回定例総会を閉会します。

（ 午後3時14分 閉会 ）